

武蔵経営	平成20年税制改正大綱の要点(4)	http://www.musashikeiei.com
F A X ニュース	資産税関係税制の改正の概要	熊谷 048-522-0064 さいたま 048-631-2271
ニュース286号	画期的な事業承継税制の取扱いは要注意!	発行 2008/1/7
税理士法人 武蔵経営 熊谷 中西2-7-31、さいたま 大宮区仲町2-24-2金杉仲町ビル3F		

平成20年度税制改正大綱の概要(3)

区分	現在の取扱い	改正の方向(税制改正大綱)
----	--------	---------------

取引相場のない中小企業の株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

被相続人の要件
会社の代表者であったこと
同族で50%超保有、かつ同族内で承継対象相続人を除き筆頭株主である。

承継相続人の要件
会社の代表者であること
同族で50%超保有し、かつ同族内で筆頭株主になること。

事業継続要件
代表者であること
雇用の8割以上維持
相続した対象株式の継続保有

この制度の適用対象となる会社とは

中小企業基本法上の中小企業であること	製造 資本金3億円以下又は従業員300人以下	プラス	上場されていないこと
	卸 資本金1億円以下又は従業員100人以下		計画的な承継にかかる取組みが行われてきたこと
	小売 資本金5千万以下又は従業員50人以下		資産管理会社でないこと
	サービス 資本金5千万以下又は従業員100人以下		

この制度は「中小企業の事業の円滑化に関する法律(仮称)」の施行日以降の相続に遡って適用する(2008.10.1施行予定)。また相続税の総合的見直しを検討する

この制度の成立によって、自社株に係る10%の減額措置は経過措置を講じた上で80%の納税猶予制度になる

自社株に係る10%の減額措置(現行) ＜対象会社＞ 発行済み株式総数20億円未満の会社 ＜軽減対象の上限＞ 相続した株式のうち、発行済み株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額	軽減割合を80%に大幅拡充	自社株に係る80%の納税猶予制度 対象会社の株式総額が20億円未満という株式総額要件は撤廃され、中小企業要件や資産管理会社でないこと等の要件が追加された 軽減の対象となる株式の限度額要件は撤廃、但し、発行済み株式総数の2/3以下の限度あり
---	---------------	--

以上の「事業承継税制」は、下記のスキームによる「中小企業の継続の円滑化に関する法律」の施行を前提にしている

中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律案(仮称)のスキーム(平成20年10月1日施行予定)

＜民法の特例＞ 遺留分の特例～贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外する生前贈与した株式等の評価額をあらかじめ固定できる制度 ＜条件＞ 先代経営者の生前に遺留分権利者全員で合意	＜金融支援＞ 経済産業大臣より「事業継続計画」の認定を受けた中小企業及びその代表者に対して、必要となる資金を支援。	＜税制上の措置＞ 租税特別措置として、上記の「非上場株式等」に係る相続税の80%納税猶予制度など、具体的な税制上の措置を講ずる。 この措置は、平成21年度税制改正で具体的に規定して、この法律の施行日(平成20年10月1日)を予定)に遡って適用する。	相続税の抜本的な改革を検討 相続税の課税方式の変更等、相続税の抜本的改正が求められる
--	---	---	---

相続税制時精算	特例の種類	控除額	時限措置
	相続時精算課税制度	2500万	平成15年1月1日～
	住宅取得に関する特例	1000万追加	平成15年1月1日～19年12月31日
	同族株の特例	500万追加	平成19年1月1日～20年12月31日

住宅取得資金に関する相続時精算課税制度の特例の適用期限を2年延長する
平成20年1月1日～平成22年12月31日

営業権
中小企業の事業承継における非上場株式の適正な評価のために、営業権の評価方法を適正化するための改正
この改正により、かなり超過収益力がある企業でない限り、営業権の評価額は算出されなくなる見込み
詳細は省略する。

その他	登録免許税	改正の対象となる登記	軽減税率	改正の対象となる登記	改正税率
		所有権の移転	1.0%	所有権の移転	1.3%
		所有権の信託	0.2%	所有権の信託	0.25%
		非住宅の家屋の保存	3.5%	非住宅の家屋の保存	4.0%

事前照会に対する文書回答	将来行う予定の取引でも、個別具体的な資料の提出が可能なものは文書回答の対象にする等の改正(20.4.1～)
税務手続の電子化促進	(1)電子納税をインターネットバンキングを経由しなくても可能にする(21.9.1～)、(2)電子申告した場合の提出資料の省略範囲の拡大(3)納税証明書電子申請すれば、書面が送付されるようになる(20.1.4～)
不服申立て手続	「異議申し立て」を「再調査請求」に名称変更し、請求期間を2ヶ月から3ヶ月に延長する等の改正
ふるさと納税他	個人住民税における寄付金控除の限度額を総所得金額の30%(現行25%)に引上げる他、ふるさと納税制度を創設する(21年分以降の住民税～)

このFAXは、当事務所の取引先や名刺交換等によってお付き合いさせていただいている方々に送付させていただいておりますが、このFAXニュースの配信を希望されない方はご面倒ですが、048-522-0064(担当 中山)まで御一報下さいませお願い致します。